

平成22年第2回定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《所管事項説明》

1	「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答・・・	1
2	「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）」の素案について・・・	別冊
3	町における福祉事務所の設置について・・・	4
4	平成21年度指導監査の結果等について・・・	6
5	新型インフルエンザ対策の検証結果について・・・	9
6	傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について・・・	12
7	ドクターヘリの検討状況について・・・	15
8	志摩病院指定管理者選定委員会の状況について・・・	16
9	「三重県子ども条例（仮称）」素案について・・・	19
10	「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について・・・	22
11	鈴鹿市における児童虐待事件への対応について・・・	23
12	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・	36
13	県有施設の指定管理候補者の選定経過について・・・	39
14	各種審議会等の審議状況の報告について・・・	43

《別冊》

- (資料1) 「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）」素案（健康福祉部関係分）
- (資料2) 平成21年度指導監査等結果報告書
- (資料3) 平成21年度新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の概要
- (資料4) 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証と今後の対応方針
- (資料5) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準
- (資料6) 第3回指定管理者選定委員会の概要について
- (資料7) 「三重県子ども条例（仮称）」素案
- (資料8) 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告
- (資料9) 三重県児童虐待重篤事例検証委員会報告書
- (資料10) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成21年度）
- (資料11) 県有施設の指定管理候補者の選定経過における事業計画書の要旨及び審査基準等

平成22年10月4日
健康福祉部

1 「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

健康福祉病院常任委員会

重点的な取組		主担当部局名	委員会意見	回 答
全体として 共通事項	全体として共通 事項	健康福祉部	評価結果をふまえた施策の進展度の判断は、主指標、副指標を主な根拠としているが、主指標、副指標の達成度合いは、施策の目的に対する県民の実感や現状からは乖離したものもある。施策の目的に対する評価が、県民の実感を伴うものとなるよう、指標の設定についてさらに検討されたい。	施策ごとに重要な課題があることは認識しています が、施策の進展度の判断については、県として行った取組についても一定の成果があることなども含め、施策全体を勘案して評価をいたしました。 施策の評価については、次期戦略計画の策定方針をふまえながら、より県民の皆様にご理解いただけるよう、指標の設定を含めて必要な見直しを行ってまいります。
重点事業 くらし5	安心して子ども を生き育てられ る子育て環境の 整備	健康福祉部	マイ保育ステーションは、点だけではなく面的に整備し、さまざまな家庭の状況を拾い上げることが必要である。モデル事業から本格的な事業に移行し、相談援助やコーディネートする職員の研修等までも含めて、保育所が新たな機能を持つよう展開されたい。	保育所には、地域における子育て支援機能を期待されており、このマイ保育ステーションは、その一つの試みとしてモデル的に取り組みました。実施した地域では評価をいただいております。今後の進め方について、市町や保育事業者と検討を進めたいと考えています。
			不妊治療のニーズが高まっているが、県の市町への支援は300万円以下とする所得制限がある。この所得制限は共稼ぎ世帯から考えると、実態から乖離しているの で、より多くの方々が利用できるように改善されたい。	不妊治療を求める世帯に対して一定のニーズにこたえるものとして、世帯所得730万円を限度とする国の制度が定着し利用者も拡大しつつあります。国では更なる支援の拡大も議論されているとも聞いており、県・市町の助成事業については、その動向なども見極めながら、議論してまいります。
			就学前保育、就学前教育のあり方として、今後「認定こども園」は重要な方向性であると考えているが、県政報告書ではその表記がみられない。具体的な検討を進め、次期戦略計画にはこの点について書き込み、あるべき姿を示されたい。	幼保の一元化は、国が定めた「子ども・子育てビジョン」においても大きな論点とされていますが、現在取り組んでいる「認定こども園」と方向性は同じであると考えています。国の動向をふまえ次期計画への位置づけについては今後検討してまいります。

重点的な取組		主担当部局名	委員会意見	回 答
重点事業 くらし6	児童虐待への緊急的な対応	健康福祉部	鈴鹿市で重篤な虐待事件が発生しており、「あまり進んでいない」と評価するのは県の姿勢として如何なものか。あくまで自己評価であり、定量的な評価に偏るのは県民の感覚とずれが生じており、指標のとり方についてさらに検討されたい。	虐待を受けた子どもや、その家族への支援のための環境整備を目標として取り組んできた重点事業であり、全庁的な判断の基準に従えば、2009年度の事業目標の達成度としては「ある程度進んだ」となりますが、今年度4月に重篤な児童虐待事件が発生したことから、市町との連携や介入の方法などに課題もあったとの認識のもと、総合的に判断し、評価を下方の「あまり進まなかった」としたものです。ご意見をふまえ、今後、指標の設定について見直しを行うよう検討しています。
重点事業 くらし7	地域医療体制整備の促進	健康福祉部	地域医療体制の整備の促進は、数値目標項目、構成事業ともに達成しているため、「ある程度進んだ」としているが、県民の目から見た実感や現状からは、この評価は適切とは言えない。指標の設定を検討されたい。	施策ごとに重要な課題があることは認識していますが、施策の進展度の判断については、県として行った取組についても一定の成果があることなども含め、施策全体を勘案して評価をいたしました。 施策の評価については、次期戦略計画の策定方針をふまえながら、より県民の皆様にご理解いただけるよう、指標の設定を含めて必要な見直しを行っていきます。
舞台づくり くらし1	企業や地域の団体とともに取り組む子育て・子育て支援プログラム	健康福祉部	このプログラムの主な事業は「子育て応援！わくわくフェスタ」と判断される。その事業では、ネットワーク会員数の増加が評価されているが、イベントの有効性は関係団体等の連携強化にあると考える。事業の本来の目的やそれに対する成果をきちんと捉えたうえで、評価を行うようにされたい。	このプログラムは、多様な主体と連携、協働し子どもや子育て家庭を支える地域を実現しようというものであり、「子育て応援！わくわくフェスタ」はその一環として実施しています。フェスタを支えるみえ次世代育成応援ネットワークでは、このフェスタを契機に会員の増加のみならず、相互連携、取組の多様化といった拡大がなされてきています。評価の視点として会員数だけでなく、こうした質的な展開についても明らかにし、より成果を明確にしたいと考えます。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
331	健康づくりの推進	健康福祉部	「三重県自殺対策行動計画」に基づき自殺対策を推進しているが、全庁で横断的に対策に取り組み、次期戦略計画においては、評価の指標に自殺者数を含めるなど対策の効果が現れるようにされたい。	2009年5月に地域自殺対策緊急強化にかかる庁内連絡会議を開催しましたが、「三重県自殺対策行動計画」に基づき自殺対策を県全体で総合的かつ効果的に推進するため、庁外の関係機関も加え、新たに本年8月に「三重県自殺対策推進会議」を設置しました。今後は地域における連携体制を強化するなど、自殺対策を総合的に推進していきます。 次期戦略計画での指標の設定については、ご意見をふまえて検討し、見直しています。
332	子育て環境の整備	健康福祉部	放課後児童対策は、その実施の量的側面が評価されているが、大規模放課後クラブの分割など、質的にも早期に改善されるよう取り組まされたい。	大規模放課後クラブの分割を積極的に進め、運営上も子どもの安全対策上も一定の規模が適正であるとの指導を行っています。適正な規模で設置、運営していただく趣旨のもと、市町への支援に取り組みたいと考えています。
333	地域とともに進める福祉社会づくり	健康福祉部	社会福祉協議会においては、地域福祉権利擁護事業などで相談件数が急増し、他の業務に影響を与えている。社会福祉協議会の実情を把握のうえ、補助金だけで解決できない、人材確保等について、県として支援を進められたい。	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援）は、判断能力が不十分な高齢者等が地域で安心して暮らせるための支援として核となる事業であり、ニーズが拡大していることから、実情を把握の上、引き続き円滑な事業の運営について、必要な支援に努めていきたいと考えています。
341	医療体制の整備	健康福祉部	医療体制の整備は、主指標、副指標ともに達成しているため、「ある程度進んだ」としているが、県民の目から見た実感や現状からは、この評価は適切とは言えない。指標の設定を検討されたい。	施策ごとに重要な課題があることは認識していますが、施策の進展度の判断については、県として行った取組についても一定の成果があることなども含め、施策全体を勘案して評価をいたしました。 施策の評価については、次期戦略計画の策定方針をふまえながら、より県民の皆様にご理解いただけるよう、指標の設定を含めて必要な見直しを行っていきます。
343	高齢者保健福祉の推進	健康福祉部	高齢者保健の整備は、主指標、副指標ともに達成しているため、「ある程度進んだ」としているが、特別養護老人ホームの待機者数の現状などからは、全国的なレベルから判断しても適切とは言えない。定量的な評価も必要ではあるが、自己評価であるならば、指標のとり方についてさらに検討されたい。	施策ごとに重要な課題があることは認識していますが、施策の進展度の判断については、県として行った取組についても一定の成果があることなども含め、施策全体を勘案して評価をいたしました。 施策の評価については、次期戦略計画の策定方針をふまえながら、より県民の皆様にご理解いただけるよう、指標の設定を含めて必要な見直しを行っていきます。

3 町における福祉事務所の設置について

1 福祉事務所をめぐる全国の動き

(1) 福祉事務所とは

社会福祉法第14条で、「福祉に関する事務所」として規定されています。

都道府県及び市・特別区は必置とされ、町村は条例により任意で設置することができますとされています。

【福祉事務所の所掌事務（社会福祉法第14条5項）】

- ①生活保護の実施（生活保護法第19条ほか）
- ②障害児福祉手当と特別障害者手当の支給（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条、第26条の2）
- ③児童扶養手当の支給（児童扶養手当法第4条ほか）
- ④助産施設における助産の実施（児童福祉法第22条）
- ⑤母子生活支援施設における保護の実施（児童福祉法第23条）
- ⑥母子自立支援員の委嘱（母子及び寡婦福祉法第8条ほか）

(2) 最近の全国動向

平成22年4月1日現在で、全国に1,237か所の福祉事務所が設置されていますが、このうち31か所が町村の福祉事務所となっています。

2 県内の動き

(1) 県設置の福祉事務所の現状

県が設置している福祉事務所は、北勢、多気、度会、紀北、紀南の5か所で、すべて「保健福祉事務所」に併置されています。

(2) 多気町からの福祉事務所設置にかかる協議書提出

社会福祉法第14条第8項の規定に基づき、多気町から平成23年4月1日に福祉事務所を設置する旨の協議書が平成22年9月21日付けで提出され、県として同意したところです。

3 今後の対応

町による福祉事務所の設置は、地域主権改革における市町村重視（市町村への事務移管）の方向に合致するものであり、また、生活保護業務を町が実施することにより、これまでに移管されてきたその他の業務とあわせ、住民に最も近い基礎自治体で、総合的に福祉施策を実施することができるようになります。

今後も町における福祉事務所の設置に向けて支援していきたいと考えています。

(参考) 多気町の福祉事務所設置に関する今後の主な予定

平成 22 年 12 月 福祉事務所設置条例案提出（多気町）

町民、県民への周知（多気町及び県）

平成 23 年 2 月 行政機関設置条例等の一部改正案提出（県）

3 月 福祉事務所設置及び運営に関する平成 23 年度予算提出
（多気町）

平成 23 年 4 月 多気町福祉事務所設置

4 平成21年度指導監査の結果等について

1 監査の効率的、効果的实施

指導監査のあり方については、対象法人等の実地指導を定期的を実施するだけでなく、不正が疑われるものから優先順位をつけて、随時に対応することに重点をおいた指導監査を行っています。

また、監査内容も、不必要に些細な事項にわたる指導監査を避けて、利用者の身体や生命の安全に関わる虐待、人権擁護、防災対策等を重点項目としたメリハリのある監査に努めています。

平成22年度は、監査提出資料の削減等、法人等の負担の軽減を図るとともに、利用者等からの苦情や情報提供に機動的に対処するよう体制を強化しました。

2 平成21年度指導監査及び実地指導結果

平成21年度社会福祉法人等の指導監査は、法人の適正な運営、利用者への適切な援助、会計の適正な処理を重点事項としました。

また、介護保険事業者等の実地指導は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理を重点事項として実施しました。

指導監査及び実地指導における指摘施設数や指摘件数は次のとおりです。

	対象施設数	実施施設数 (%)	指摘施設数	指摘件数
社会福祉法人	281	122 (43.4)	115	645
社会福祉施設	737	319 (43.3)	214	790
介護保険事業所	2,697	370 (13.7)	258	738
介護予防事業所	1,693	224 (13.2)	107	259
自立支援事業所	882	219 (24.8)	122	384
福祉事務所	19	18 (94.7)	18	196
児童相談所	5	5 (100.0)	0	0
市町福祉行政	29	14 (48.3)	11	19
公益法人	68	33 (48.5)	30	228

指摘の内容は、社会福祉法人では、人事、資産、会計などの管理に関するものが71.2%を占め、残る28.8%は、組織体制などの運営にかかるものが28.1%、事業に関するものが0.7%となっています。施設では、入所者処遇にかかるものが52.3%で、運営にかかるものが47.7%となっています。

介護及び自立支援事業では、利用者サービスなどの運営基準にかかるものが70.1%、訪問介護員の配置などの人員基準にかかるものが10.0%、介護報酬の算定にかかるものが14.3%、その他5.6%となっています。

こうした実地指導を通じた法制度の周知等により、介護保険報酬の自主返還額（過誤調整額）は大きく減少しています。

介護保険報酬の自主返還額 (単位：円)

年 度	事業所数	自主返還額
平成16年度	1 5 3	111, 563, 943
平成17年度	1 1 6	54, 233, 819
平成18年度	6 3	18, 322, 042
平成19年度	2 1	3, 076, 258
平成20年度	1 9	3, 076, 404
平成21年度	2 4	5, 537, 566

次に、福祉事務所の生活保護施行事務については、市福祉事務所職員による生活保護費の着服という不祥事や不適切な保護の廃止手続きが問題とされました。いずれのケースも、業務を担当する職員のみ判断による保護費の支給や不適切な現金の取り扱いなど、事務処理に基本的な不備が認められました。このため、各福祉事務所には、組織体制の充実強化や決裁システムの見直しなどの改善を指示しました。

3 平成21年度介護保険事業者等の監査結果

平成21年度は、事業運営について不正が疑われる30事業者の100事業所に対し随時監査を実施しました。

その結果、10事業所に介護報酬19, 193, 068円の返還を命じました。

返還額の増加は、介護保険事業者に対する指定取消し等の行政処分の増加に伴うものです。

○監査による返還額 (単位：円)

年 度	事業所数	返還額
平成16年度	1	103, 320
平成17年度	—	—
平成18年度	—	—
平成19年度	9	2, 862, 540
平成20年度	16	49, 322, 608
平成21年度	10	19, 193, 068

また、監査で不正が確認された事業者に対しては、監査報告に基づき、次のとおり事業所指定の取消処分等を行いました。

処分を行った主な理由は、サービス担当者会議を開催せずに記録を偽造し

た、許可を受けずにサービス提供を行った、必要な介護計画を作成せずに不正に介護報酬を請求したなどというものです。

今後も、不正行為には厳正に対応していきます。

事業者	事業種類	事業所名	処分日及び内容
有限会社まごころサービス	訪問介護	ヘルパーステーションまごころ	平成21年4月1日 業務停止1ヶ月
株式会社みさと苑	通所介護	宅老所みさと	平成21年4月16日 業務一部停止4月30日まで
NPOさくらさくら	居宅介護支援	さくらさくら居宅介護支援事業所	平成21年6月1日 指定取消
有限会社メイドサービス	訪問介護	健やか会	平成21年7月1日 業務停止3ヶ月
社会福祉法人千奉会	介護老人保健施設 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設螢	平成21年9月1日 業務一部停止6ヶ月 平成22年3月1日 業務一部停止1ヶ月
有限会社あんず	訪問介護	訪問介護事業所あんず	平成21年11月1日 業務停止6ヶ月
株式会社konomi	居宅介護支援	介護支援事業所「わびすけ」	平成21年12月11日 指定取消

5 新型インフルエンザ対策の検証結果について

1 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策について

(1) 経緯

平成21年4月に、厚生労働省は新型インフルエンザ感染症が流行したことを宣言し、これを受け、三重県では知事を本部長とする「三重県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、以後、厚生労働省が示した「基本的対処方針」等に基づき、新型インフルエンザ対策に取り組んできました。

このたび、昨年度の新型インフルエンザの感染状況や県が行った対策について、三重県新型インフルエンザ専門家会議での検証をふまえ、今後の対応方針をとりまとめましたので、報告します。

(2) 県の新型インフルエンザ対策の概要

① 情報の提供及び共有

対策本部を設置し全庁的な情報共有を図るとともに、ホームページ等を活用して知事からのメッセージの発出や県民への情報提供を行いました。

② 三重県新型インフルエンザ専門家会議の開催

県内を代表する医療従事者等を構成員とし、対策の推進に向けた協議を行いました。

③ 健康監視の実施

海外からの帰国者等について、検疫所からの情報を受け、各保健所が健康監視を行いました。

④ 発熱相談センター等の設置

各保健所や健康危機管理室に相談窓口を設置し、県民の相談に対応しました。

⑤ 医療体制の確保

県内主要医療機関に発熱外来を設置し、患者の増加や重症化に備えた医療提供体制の整備を行うとともに、抗インフルエンザウイルス薬や防疫用品等の備蓄を行いました。

⑥ 全数把握期における患者等への対応

患者発生報告が必要な時期に、新型インフルエンザ（A/H1N1）患者に対し、感染拡大防止等に向けた対応をしました。

⑦ サーベイランス

集団発生（クラスター）数、入院患者数、定点（72ヵ所）サーベイランス医療機関におけるインフルエンザ患者数等の把握を行うとともに、ウイルスの変異や耐性について動向調査を実施しました。

⑧ 検査体制

多くの患者発生に備え、新型インフルエンザ（PCR：遺伝子検査）の確定検査体制を整備しました。

⑨ 学校等への対応

休業措置や生徒が発症した際の対応について、保健所等が相談に応じました。

⑩ 新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種

市町が行う低所得者へのワクチン接種費用に係る補助について、補正予算を計上するなど、新型インフルエンザワクチンの円滑な接種に向けて対応しました。

⑪ 県民への啓発

新聞への掲載や折り込みチラシの配布など、新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する正しい情報提供を行いました。

2 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の検証と今後の対応方針

（1）経緯

新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生に伴い、医学的見地に基づいたより専門性の高い視点での協議を行うことを目的として、平成21年6月に「三重県新型インフルエンザ専門家会議」を設置し、専門家や関係諸団体の代表者により計8回の会議が開催されました。

今回、上記「新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の概要」を基に、三重県が取り組んできた新型インフルエンザ対策について、この専門家会議による検証が行われ、「新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の検証と今後の対応方針」として提言がありました。

（2）提言内容

① サーベイランス体制

感染症の発生を早期把握することにより、集団発生や地域への感染拡大を防止することを旨とした感染症情報システムを構築し、体制を整備すること。

② 医療提供体制

多くの患者を一度に診療することや重症患者の受入を円滑にするために、迅速かつ的確な医療提供が行えるよう整備すること。

③ 情報共有体制

医療機関、学校、市町等への情報提供の方法を明確にし、緊急時に対応できる情報共有体制を整備すること。

④ 相談体制

病原性や流行規模に応じて相談窓口が速やかに設置できるよう、関係機関への協力を求めること。

⑤ ワクチンの接種体制

新型インフルエンザワクチンの接種が円滑に行えるよう対策を講じること。

3 今後の対応

(1) 専門家会議による提言を受けて、以下のとおり、今後、新型インフルエンザをはじめとする感染症対策に取り組みます。

① サーベイランス体制について

集団発生や地域への感染拡大を防止するための感染情報システムの構築をめざします。また、情報を活用できる人材の育成をすすめます。

② 医療提供体制について

感染症の発生に備えて感染症危機管理会議を設置し、病診連携体制の強化を図り、重症化した場合の対応を検討します。

③ 情報共有体制について

国から膨大な情報が一度に届いた場合、医療機関等が混乱してしまうことから、健康福祉部健康危機管理室に情報化キーパーソンを設置し、関係機関等との情報共有体制を整えます。

④ 相談体制について

病原性が変化する高度な専門知識が求められる場合は、大学病院等の専門的な医療機関への協力を求めます。

⑤ ワクチンの接種体制について

円滑な接種ができるよう必要なワクチンの確保等、医療機関や市町等に対する支援を行います。

(2) 新型インフルエンザについては、平成 22 年 9 月 16 日に知事を本部長とする三重県新型インフルエンザ対策本部を廃止しましたが、引き続き、9 月 17 日付けで各部の特命監らで構成する新型インフルエンザ対策連絡会議を設置し、今後の推移等を見守りながら対応していきます。

6 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について

I 経緯

消防法の改正を受け、本県においては、平成 22 年 1 月 19 日に「三重県救急搬送・医療連携協議会」を設置し、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準について、調査・検討を進め、9 月 14 日に策定・公表したところです。

II 実施基準の概要

1 策定にあたっての基本的な考え方等

(1) 基本的な考え方

- ① 現状の救急医療体制を基本とする。
- ② 県全体で基準を策定する。
- ③ 救急搬送体制に混乱を招かないよう、わかりやすい表現に努める。
- ④ 調査分析結果を踏まえ、不断の継続的な見直しを行う。

(2) 実施基準が定める範囲

- ① 救急隊が傷病者の受入医療機関を選定するための基準として策定する。
- ② 転院搬送は、実施基準の対象としない。

2 第 1 号 分類基準

傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するための医療機関の分類基準（以下の 12 分類）

(1) 緊急性（生命に影響を及ぼすような、緊急性が高いもの）

- ① 重篤（バイタルサイン等による）、② 脳卒中、③ 心筋梗塞（狭心症）
- ④ 重症の外傷、⑤ 重症の熱傷、⑥ 中毒、⑦ 喘息（重積発作）
- ⑧ 吐下血（消化管出血）、⑨ 急性腹症

(2) 専門性（専門性が高いもの）

- ① 重症度・緊急度が高い妊産婦、② 重症度・緊急度が高い小児
- ③ 精神疾患

3 第 2 号 医療機関リスト

分類基準に基づき分類された医療機関のリスト

(1) 医療機関リストの基本的な考え方

分類基準に基づく医療機関の名称を記載しているが、掲載医療機関であっても、専門医の不在、患者の対応中、ベッド満床等により受入れが困難な場合がある。

(2) 医療機関リストへ掲載する医療機関について

根治的治療が院内で実施可能な「専門治療が可能な医療機関」のみを掲載することとした。

(3) 医療機関の受入れの尊重

医療機関は本基準を尊重し、傷病者の受入れに応じるよう努めるものとする。

4 第3号 観察基準

消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

※観察基準の例（緊急性に関する症状の場合）

【緊急性】

(1) 重篤：生命の危険が切迫しているもの

心肺停止またはそのおそれのあるもの 心肺蘇生を行なったもの

早期死体現象が認められない

(2) 重症：生命の危険のおそれがあるもの

成人

第1段階：共通項目（生理学的評価）

意識：JCSⅢ桁

呼吸：10回／分未満又は30回／分以上、呼吸音の左右差、異常呼吸

脈拍：120回／分以上又は50回／分未満

血圧：収縮期血圧90mmHg未満又は収縮期血圧200mmHg以上

SpO₂：90%未満

その他：ショック症状

第2段階：症状・病態別に判断する

（※脳卒中から急性腹症まで症状・病態毎に観察基準を規定）

5 第4号 選定基準

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

(1) 医療機関選定についての基本的な考え方

傷病者を観察した結果、当該傷病者に適した区分に属する医療機関の中から最も搬送時間が短いものを選定する。更に、輪番制、傷病者のかかりつけ医療機関の有無等を考慮して総合的に医療機関を選定する。

(2) 一時的な搬送

救急隊が、緊急的に気道確保、静脈路確保等の一時的な処置が必要な場合は、当該処置が可能な医療機関に一時的に搬送し、緊急処置後、速やかに目的の医療機関に搬送することを考慮する。

(3) 重症度等が高くない場合

重篤もしくは重症度・緊急度が高くないと判断された場合の医療機関の選定方法は、各地域の選定方法を活用する。

(4) 隣接地域との連携

地域あるいは時間帯によって観察基準の区分に適した医療機関が当該地域のリストに求められない場合には、あらかじめ隣接地域等との連携を取り、搬送可能な医療機関と情報を共有しておかねばならない。

6 第5号 伝達基準

消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

（消防機関が医療機関に伝達する事項）

①年齢・性別、②主訴、③観察基準に基づく観察結果、④原因・受傷機転

⑤病院到着までの時間、⑥既往症、⑦応急処置の内容、⑧バイタルの変化

⑨アレルギー、⑩服薬の状況、⑪最終食事摂取時間、⑫かかりつけ医

7 第6号 受入医療機関確保基準

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

(1) 受入医療機関確保基準の適用について

現場到着後、搬送先医療機関の選定にあたり複数カ所に対し依頼をしてもなお搬送先を確定することが出来ず、受入医療機関の選定に30分以上の時間を要した場合に受入医療機関確保基準を適用する。

(2) 受入医療機関確保基準について

① 消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準

原則として、最寄りの救命救急センター（ただし、救命救急センターへの搬送時間に30分以上を要すると想定される場合は地域の基幹病院）において一時受入れを行い、その後、受入救命救急センター等による地域内での調整のうえ、最終的な受入れ医療機関を決定する。

② その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

病院群輪番制を実施する地域毎に、更なる初期、二次、三次の救急医療機関の機能分担を進めながら、原則として、既存の輪番体制により確保することとする。

8 第7号 その他基準

傷病者の搬送及び傷病者の受入の実施に関し都道府県が必要と認める事項

(1) ヘリコプターの活用に関する基準

ドクターヘリの活用方法について、検討していくこととする。

さらに、三重県防災ヘリの救急活動への活用も検討していくこととする。

(2) メディカルコントロール体制の充実

メディカルコントロール体制の充実方法について、今後も引き続き検討し、充実を図ることとする。

III 今後の取組について

実施基準の運用にあたっては、消防機関および医療機関の関係者に周知するとともに、観察基準に基づく実施基準の適用事案か否かの判断、応急処置の実施や一時的な処置のための医療機関への搬送など、傷病者の状況に応じた適切な医療機関へ搬送するための技術習得などについて教育を行う必要があります。

また、実施基準の運用後、適切に見直しができるように、検証方法についても検討を行い、さらに、救急搬送体制が地域毎に異なることから、各地域の実情に応じた運用体制を構築することが実施基準の運用準備として必要と考えています。

このため、三重県救急搬送・医療連携協議会メディカルコントロール専門部会において、周知、教育、検証、運用方法について、必要な検討を進め、説明会や指導者講習会等を開催していきます。これらにより、各地域において、実施基準の運用体制が構築されるよう支援し、できるかぎり早い時期に運用が開始されるよう取り組んでまいります。

7 ドクターヘリの検討状況について

1 これまでの検討経緯について

平成21年1月の三重県医療審議会救急医療部会の答申を踏まえ、本県独自のドクターヘリの導入に向けて調査・検討を進めてきました。

平成22年8月4日の三重県医療審議会救急医療部会ドクターヘリ導入検討分科会および9月7日の三重県医療審議会救急医療部会において、基地病院についての意見が取りまとめられ、9月14日に、県として基地病院を決定したところです。

2 基地病院について

三重県医療審議会救急医療部会からの意見を受け、三重県として基地病院を次のとおり決定しました。

- ・ 三重県のドクターヘリについては、三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の2病院を基地病院とし、協力体制のもと、運航を行うものとする。
- ・ 運航調整委員会や運航会社との契約などについては、三重大学医学部附属病院が担うものとする。
- ・ 両病院の通信センターの設置に関することや、両病院の当番日の設定などについては、今後、運航調整委員会の中の議論などを踏まえて、両病院の間で、決定していく。

3 ドクターヘリ運航に向けた準備について

三重県ドクターヘリの円滑な運航開始のため、運航に係る各組織（医療機関、消防機関、警察、市町など）と連携および調整し、準備を行っていきます。なお、主な準備事項としては、以下のとおりです。

- 運航調整委員会により準備する事項
 - ・ ドクターヘリの運航方法を定めた運航要領の策定
 - ・ ドクターヘリの運航に必要な通信センターの設営
- 基地病院周辺の住民の方々に対する説明会の開催
- 搭乗医師・看護師の研修
- ヘリコプター運航会社の選定
- 県内の臨時ヘリポートの選定・確保 など

今後は、ドクターヘリの基地病院となる三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院が連携体制を構築し、必要な準備を着実に進めていけるよう、県としても、必要な支援や調整を行い、平成23年度中の運航開始をめざします。

8 志摩病院指定管理者選定委員会の状況について

1 これまでの経過

志摩病院については、平成24年4月から指定管理者制度を導入するため「志摩病院指定管理者選定委員会」において指定管理候補者にかかる審査等が行われています。

平成22年6月3日に第1回指定管理者選定委員会を開催し、委員長に登委員、副委員長に竹田委員が選出されました。また、6月16日の第2回の選定委員会においては、審査基準等の審議が行われました。

2 申請事業者の名称等

志摩病院の指定管理者について、平成22年8月18日から8月31日までの間、申請受付を行った結果、申請のあった事業者は、以下の1団体でした。

(団体名) 公益社団法人地域医療振興協会
 (所在地) 東京都千代田区平河町2-6-3
 (代表者) 理事長 吉新通康

3 第3回指定管理者選定委員会について

平成22年10月1日(金)には、第3回選定委員会を開催し、申請事業者から提出された事業計画書等の書面審査が行われました。その概要については、別冊資料6(1頁～2頁)のとおりです。

【参考】

選定委員会委員の氏名等

区 分	氏 名	備 考
委員長	登 勉	国立大学法人三重大学医学部 部長
副委員長	竹田 寛	国立大学法人三重大学医学部附属病院 院長
委員	岡宗 眞一郎	社団法人志摩医師会 会長
委員	中村 康一	社団法人三重県医師会 理事
委員	古田 昌子	社団法人三重県看護協会 看護師職能理事
委員	森川 仁	みなと総合法律事務所 弁護士
委員	山崎 勝也	公募委員
委員	山下 美恵	公募委員

※委員の任期は、指定管理者を指定する日まで(三重県病院事業条例第23条第5項)

三重県立志摩病院 事業計画書の要旨

申請者名	公益社団法人 地域医療振興協会
1 病院の基本理念・運営方針等	<p>志摩地域における中核的な医療機関として、現病院の有する機能を維持するとともに、救急医療、小児医療、周産期医療等専門医療の回復を図ることに努めます。</p> <p>中長期に渡って経営の健全化を目指して効率の良い医療サービスを提供し、地域住民の方々に対して信頼される質の高い医療サービスの提供をまいります。</p>
2 安全対策、危機管理体制等	<p>医療安全管理、院内感染防止など、厚生労働省の指針および現病院で取られている体制を踏まえた体制を整備し、アクシデントへの対応および再発防止に努めます。</p>
3 施設及び設備の維持管理	<p>経営効率を考慮しつつ、現病院の仕様水準を引き続き維持し、管理体制を整備していきます。管理に当たっては、法令に定められた有資格者にて、施設及び設備の維持、管理に努めます。</p>
4 基本的な医療機能	<p>標榜中の診療科については引き続き標榜し、各科の診療体制については当面、現状維持に努めますが、内科に関しては、常勤医師の確保に全力を挙げて早期回復に努めますので、県においても修学資金貸与の地域枠医師や自治医大卒業医師の配置をお願いします。</p> <p>小児科、産婦人科については、当面は現体制の維持に努め、指定管理運営開始から3年後を目標に常勤医師の確保に努めます。</p> <p>病床の運用としては、初年度はすべての病棟を運用は行わず、一部の病棟を稼働させて看護基準7対1の取得を目指してまいります。全病棟を稼働させての運用については、小児科、産婦人科の入院診療体制の回復に合わせて病棟の運用開始を行ってまいります。</p> <p>救急診療体制については、近隣の医療機関と連携を図りながら回復を図ってまいります。当面は現体制の維持に努め、内科系、外科系それぞれ1名の当直医の配置については、指定管理開始後3年を目指して診療体制の回復に努めてまいります。</p> <p>外来診療機能では、医師確保の状況を踏まえながら土曜日の午前診療を実施していく予定です。また、完全紹介制に拠らない診療体制が整えられるように、人員確保に努めます。</p>
5 政策的医療機能	<p>地域の中核的な医療機関として、また二次救急医療機関として、1日も早く救急診療体制の回復に努めます。当面は現診療体制の維持に努めると同時に救急医療体制の構築に向けて近隣の関係機関に協力をお願いしてまいります。</p> <p>災害拠点病院、へき地医療支援病院、基幹型臨床研修指定病院等の各種の指定病院を継続して運営し、地域の中核病院と役割として役割を担える体制づくりに努めていきます。</p> <p>特に、臨床研修については、地域医療を志す医師が当院で研修し、三重県全体の地域医療の確保と質の向上に寄与するよう、当協会のノウハウを結集し、研修体制の構築に努めます。</p>

6	住民の意見等を生かす仕組み	ご意見箱、患者満足度調査、患者相談窓口を設置し、地域の方々の意見を広く聞き取ることとするほか、県および志摩市との定期的な意見交換の場を設定し、病院運営に反映することに努めてまいります。																													
7	収支計画等	<p>政策的医療の実施に伴う経費の詳細については、今後の志摩病院が担う機能や病院規模を勘案し、県と協議の上進めていきたいと考えております。</p> <p>収入面では、診療報酬改定等の医療情勢を考慮しながら、サービス向上と収入確保に努めてまいります。</p> <p>支出面では、材料費については購入方法や在庫管理方法の見直し、委託費については委託業務内容の見直し、設備関係費については賃借料や保守管理等の見直しを行い、経費関係の適正化を図っていきます。さらには、当協会のスケールメリットを活かして、運営施設と薬剤等の一括購入、後発薬品の促進、IT技術の積極的活用やシェアードサービスの促進を図り、患者さまの負担減、委託費等の費用削減の実現に努めます。</p>																													
8	安定的な人的基盤や病院経営の実績・経営等	<p>当協会では、全国の各自治体からの要請に基づき、平成22年8月現在で49施設の運営を行っており、その内訳は病院21、診療所20、老人保健施設12となっています。</p> <p>これらの施設には5千人を超える職員（うち医師は670人）が勤務しており、平成22年度予算での事業規模は700億円程度です。</p>																													
9	成果目標	<table border="1"> <tr> <td>入院1日平均患者数</td> <td>H24年</td> <td>193人/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H28年</td> <td>256人/日</td> </tr> <tr> <td>外来1日平均患者数</td> <td>H24年</td> <td>247.3人/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H28年</td> <td>338.9人/日</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月の平均救急患者数</td> <td>H24年</td> <td>450人/月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H28年</td> <td>750人/月</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>H24年から</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>利用者満足度調査</td> <td>H24年から</td> <td>85%</td> </tr> </table> <p>※現在の志摩病院では1部屋6人床の病室を4人床として運用しており、引き続き同様の運用計画により算出しております。 外来患者数は土曜診療を行う事を想定した診療日数にて平均患者数を算出しております。</p>						入院1日平均患者数	H24年	193人/日		H28年	256人/日	外来1日平均患者数	H24年	247.3人/日		H28年	338.9人/日	1ヶ月の平均救急患者数	H24年	450人/月		H28年	750人/月	経常収支比率	H24年から	100%	利用者満足度調査	H24年から	85%
入院1日平均患者数	H24年	193人/日																													
	H28年	256人/日																													
外来1日平均患者数	H24年	247.3人/日																													
	H28年	338.9人/日																													
1ヶ月の平均救急患者数	H24年	450人/月																													
	H28年	750人/月																													
経常収支比率	H24年から	100%																													
利用者満足度調査	H24年から	85%																													
収支計画(千円)	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																								
	経常収益(①)	3,706,622	3,793,927	3,883,210	4,299,138	4,488,991	4,633,301																								
	経常費用(②)	3,706,124	3,793,607	3,882,776	4,298,594	4,488,609	4,628,858																								
	経常損益(①-②)	499	320	434	544	383	4,443																								
	年度	H30	H31	H32	H33	指定期間合計																									
	経常収益(①)	4,633,301	4,633,301	4,633,301	4,633,301	43,338,394																									
	経常費用(②)	4,569,244	4,599,120	4,602,207	4,617,207	43,186,346																									
経常損益(①-②)	64,057	34,182	31,094	16,094	152,048																										

※ A4版2枚以内としてください。

9 「三重県子ども条例(仮称)」素案について

県では、国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」の考え方にに基づき、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざし、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組むため、「三重県子ども条例(仮称)」を制定することとしています。

1 条例素案の概要

(1) 目的

この条例は、あらゆる主体が連携、協働し、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組むことにより、「児童の権利に関する条約」の考え方に基づく子どもの権利が尊重される社会の実現をめざします。

(2) 基本理念

子どもを権利の主体として尊重すること、子どもにとっての最善の利益を尊重すること、子ども自身が持っている力を信頼することの3つを基本理念とします。

(3) それぞれの主体に期待する役割

それぞれの主体に期待する役割について明らかにするとともに、子どもに関わるあらゆる主体が基本理念を共有したうえで連携・協働することとしています。

(4) 県の責務及び基本的な取組等

県の責務について規定するとともに、県の基本的な取組として、「子どもの権利について学ぶ機会の提供」、「子どもの参加等の促進」、「子どもの活動の支援」、「県民等による活動の充実」、「子どもの権利にかかる相談」を進めることとしています。

(5) 条例の推進方策

この条例について、県民理解の促進を図るための広報・啓発を行うとともに、子どもの育ちにかかる実態の調査、条例に基づく県の取組の検証、あらゆる主体の取組の収集を行い、公表します。

2 これまでの主な取組（平成22年度）

平成22年5月18日 第1回三重県子ども条例(仮称)検討会議(以下「検討会議」という。)

6月1日 第2回検討会議

6月1日 「条例について考えよう！こども会議」(18グループ・260人参加)
～7月31日 学校、子ども会、任意のグループなどの単位で、子どもの権利について考えるとともに、「子どもにとって大切なこと」「大人に期待すること」などについて話し合いました。

6月24日 キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施(123人対象)
～7月6日 予め「キッズ・モニター」として登録している小・中・高校生を対象に、子どもの権利についての認知状況等についてアンケート調査を

行いました。

6月30日 子ども条例について考える「おとな会議」(5グループ・270人参加)
～7月18日 子どもの権利や子どもの育ちについての講演会に合わせた意見
交換会、各地のまちづくり団体・NPO等による意見交換会などを行
いました。

7月8日 第3回検討会議

8月3・4日 「条例をつくろう！こども会議」(1泊2日・12名参加)
「条例について考えよう！こども会議」の代表者が集まり、条例に
ついての子どもの意見をまとめるため、合宿による会議を行いま
した。

8月22日 「条例をつくろう！こども会議」(こども会議8名・検討会議14名参加)
8月3・4日にまとめた意見を基に、条例検討会議委員、知事との
意見交換を行いました。

8月22日 第4回検討会議

9月13日 キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施 (135人対象)
～24日 「キッズ・モニター」を対象に、子どもの相談窓口の認知度、相談
相手の有無等についてアンケート調査を行いました。

9月17日 第5回検討会議

3 今後のスケジュール (予定)

平成22年10月4日 健康福祉病院常任委員会で条例素案説明

10月～11月 パブリックコメントの実施

10月中 県民意見交換会の実施(県内5箇所予定)
条例素案を基に、検討会議委員が県内各地域の皆さんとの意
見交換を行うこととしています。

10月中 キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施
キッズ・モニター(現在135人)を対象に、条例素案についての
意見募集を行います。

10月中 「こども会議」参加者からの意見集約
「こども会議」を行ったグループを中心に、意見交換・集約を行
います。

11月中旬 第6回検討会議

12月上旬 健康福祉病院常任委員会で条例最終案説明

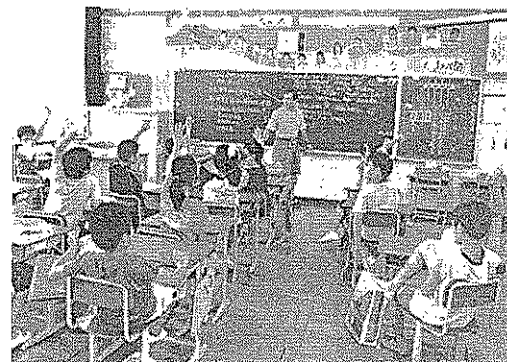
12月下旬 第7回検討会議

平成23年2月 平成23年第1回定例会2月会議に条例案上程

【参考】 こども会議における主な意見

親に関すること:

- ・ 安心できるのは、「家族といるとき」「家にいるとき」「友だちといるとき」
- ・ 自信が持てるのは、「ほめられたとき」
- ・ 期待してほしいけど、しすぎないでほしい
- ・ 子どもの話を聞いてほしい、尊重してほしい
- ・ 兄弟姉妹、平等に扱ってほしい
- ・ 叱るときは、理由を明確にして叱ってほしい
- ・ 過保護はやめて、子どもを自立させて



学校に関すること:

- ・ 平等に接してほしい
- ・ 信頼関係を築くことを大切にしたい
- ・ 障がいのある人が周りにもみんなと考えられるようにしてほしい

地域に関すること:

- ・ 地域での交流を大事にしたい
- ・ 大人が注意する勇気を持ってほしい
- ・ 大人と本気で議論できる場がほしい
- ・ 挨拶することなど、地域のつながりを大切にしたい

企業に関すること:

- ・ 休みやすくしたり、残業を無くしたりして、子どもと接する時間を確保してほしい
- ・ 仕事のオン・オフを切り替えて、父母のストレスを軽減してほしい

県に対すること:

- ・ 相談できる場や機会をつくってほしい
- ・ 職場体験などの機会がたくさんほしい
- ・ 問題や不満を言える機関を設置してほしい
- ・ フリースクールへの資金援助をしてほしい
- ・ 地域の人と関われる行事をしてほしい



【所管事項説明】

10 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について

1 経緯

平成16年3月に三重県議会において、「子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。

この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。

年次報告書は、条例第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、毎年度議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものであり、今回は、第6回目の報告書として平成21年度の状況を記載しています。

2 項目

(1) 児童虐待相談の状況

- ① 児童虐待相談の年度別推移
- ② 児童虐待相談の経路
- ③ 児童虐待相談の主な虐待者
- ④ 児童虐待相談の年齢内訳
- ⑤ 児童虐待相談種別
- ⑥ 児童虐待相談後の処遇
- ⑦ 立入調査、臨検・捜索および一時保護の実施

(2) 県の児童虐待防止等に対する取組状況

- ① 「子どもを虐待から守る条例」取組体系
- ② 子育て支援施策（条例第11条関係）
- ③ 早期発見・早期対応施策（条例第14条関係）
- ④ 保護・自立支援施策（条例第15条関係）
- ⑤ 連携・協力・援助体制整備施策（条例第18条～第22条関係）
- ⑥ 啓発・研修その他の施策（条例第23条～第26条関係）

11 鈴鹿市における児童虐待事件への対応について

平成 22 年 4 月 22 日に発覚した鈴鹿市における児童虐待事件については、三重県児童虐待重篤事例検証委員会において検証が進められてきましたが、今般、報告書が提出されました。

1 事件の概要

(1) 家族構成 母 (34 歳)、姉 (中 2)、兄 (小 6)、本児 (小 1)、男 (25 歳)

(2) 事件の経緯

- ・平成 22 年 4 月 22 日 朝
姉の 110 番により、本児が救急搬送される
- ・平成 22 年 4 月 22 日 18 時 17 分
同居男性傷害の疑いで逮捕 (5 月 12 日起訴)
- ・平成 22 年 5 月 12 日
母、傷害ほう助の疑いで書類送検 (5 月 25 日起訴猶予)

(3) 事件に至るまでの経緯

(北勢児童相談所が受けた情報提供、虐待通告の主なもの)

- ・平成 21 年 9 月 25 日
鈴鹿市から北勢児童相談所に情報提供 (姉、兄の不登校)
- ・平成 22 年 1 月 13 日
鈴鹿市から北勢児童相談所へ虐待通告 (子どもの締め出し)
- ・平成 22 年 2 月 12 日、3 月 2 日
鈴鹿市から北勢児童相談所へ虐待通告 (姉の顔にアザ)
- ・平成 22 年 4 月 21 日 (本児救急搬送される前日)
18 時、姉の通う中学校から「弟 (本児) が今朝暴行を受けたことを姉が訴えてきた」と北勢児童相談所に電話連絡
北勢児童相談所が家庭を訪問 (鈴鹿警察署に援助要請)
母と同居男性に拒否され、本児の寝ている姿のみ確認

2 三重県児童虐待重篤事例検証委員会の経過

- ◎5月20日 第1回児童虐待重篤事例検証委員会
 - ・事件概要の説明
 - ・検証の進め方
- ◎6月 3日 第2回児童虐待重篤事例検証委員会
 - ・鈴鹿市担当課長、担当出席
- ◎6月24日 検証委員会委員による鈴鹿市教育関係者訪問によるヒアリング
(市教育研究所、中学校)
- ◎7月 8日 第3回児童虐待重篤事例検証委員会
 - ・北勢児童相談所の職員からヒアリング
- ◎8月12日 第4回児童虐待重篤事例検証委員会
 - ・報告書記載予定の事件発生までの問題点及び再発防止に向けての提言について分析及び検討
- ◎8月13日 検証委員会委員による北勢児童相談所訪問による実地調査及びヒアリング
- ◎8月26日 第5回児童虐待重篤事例検証委員会
 - ・報告書の構成の確認
- ◎9月27日 清水委員長、野田副委員長から知事へ検証報告書を提出

3 三重県児童虐待重篤事例検証委員会報告書への対応について

(報告書本文の「Ⅲ『事件』発生までの問題点」を軸に、「Ⅳ 再発防止に向けて」の内容と「県の対応方針」を対応させた整理表)

Ⅲ-1 各関係機関における早期問題把握に関して

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
1	<p>(1) 学校、主任児童委員から鈴鹿市へ ○鈴鹿市においては、市の家庭児童相談室(以下、「家児相」という。)への学校、主任児童委員からの情報伝達が頻繁になされ、適宜、北勢児相へも情報提供がなされてきた。</p> <p>○ただ、本児に関しては、保育園に入所したものの10月11月の登園日は30日余りで、12月には退園扱いとなっていたこともあり、姉や兄と比べて、ほとんど情報がなかった。</p>	<p>○児相と市町の情報伝達 この事例に関しては、早期から(鈴鹿市において)多くの人物や機関が関与していたにもかかわらず、不幸な結果を招いた。 このことから、 ①情報伝達については、情報の送り手も受け手も、その目的を明確に確認する必要がある。 ②情報に基づいた的確なリスクアセスメントや包括的なアセスメントが実施される必要がある。 ③各機関は、それぞれの立場からアセスメントを行う必要がある。</p> <p>○きょうだいへの視点 虐待事案では、 ①その子どもにきょうだいがいるか否か、またその年齢を視野に入れること。 ②低年齢児に同じ外圧がかかった場合のリスクについても検討すること。</p>	<p>○情報の伝達 的確な情報共有、情報伝達のために、市町に配布している児童家庭相談援助マニュアルの中のアセスメントシートが、市町要保護児童地域対策協議会(以下、「要対協」という。)や市町と児相間で活用されるよう、周知を図る。</p> <p>また、同時に、アセスメントシートが情報共有、伝達のツールとして活用されやすいよう必要な改良を行う。</p> <p>○きょうだいへの視点 児童虐待対応の手引きに沿って、きょうだいへの配慮はしてきているが、今回不十分であったことに鑑み、今後漏れることのないようアセスメントシートによるチェックの徹底を図るとする。</p>		○	○

Ⅲ-1 各関係機関における早期問題把握に関して (つづき)

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
2	<p>(2) 鈴鹿市から北勢児童相談所への連絡について</p> <p>○「通告」は3回(1月、2月、3月)なされたが、いずれも法に基づく送致等の方法がとられていなかった。</p>	<p>○主担当機関の確認</p> <p>市町からの虐待通告は、法に従った送致や通知などとして明確にする必要がある。</p> <p>そのためには、関係者会議などにおいて、具体的な話し合いや内容の記録化が必要。</p> <p>○県と市町との連携</p> <p>市町との連携が十分機能しておらず、常時連携について点検することが必要。</p>	<p>○主担当機関の明確化</p> <p>県には市町の状況に応じた支援が求められるので、送致などを含め、市町と協議し、ルール作りを行うこととする。</p> <p>また、関係者会議の内容などの記録化についても、情報伝達手段としての役割を明確にした上でなされるよう、市町と協議していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年5月、県内全市町についての連携状況を点検するため、児童相談センターが児相とともにブロック単位で意見交換を行った。(5月12日～26日) ・6月には、児童相談センターが、北勢地区10市町と個別の意見交換を行った。(6月14日～7月14日) <p>○県と市町の連携</p> <p>各児相管内の担当者会議などにおいて、連携の視点を重視した意見交換を行っていくこととする。</p>	○	○	○

Ⅲ－２ 調査の時期、手順、方法に関して

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
27 3	<p>(1) 家族についての調査</p> <p>○国の社会保障審議会専門委員会第5次報告書では、迅速かつ的確な情報収集とアセスメントが必要であるとして、そのための直接情報収集の必要性と組織的対応の重要性が指摘されている。</p> <p>○北勢児相をはじめとして、関係機関は、家族に関係する情報を組織的に収集してきたとは言いがたく、各機関は不十分な情報を基に当事案に関与してきた。</p>	<p>○的確な情報収集 北勢児相は、情報収集とアセスメントを地域に任せるだけでなく、自らが行動し安全確認すべきである。</p> <p>○児相の総合力発揮 北勢児相では、家族・保護者への対応は児童福祉司、子どもへの対応は児童心理司が担当する二分論的傾向が強いが、これを見直し児相の総合力で支援する必要がある。</p>	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在進行中の類似ケースについて、安全確認の有無を全児相で点検した。(4月27日) ・安全確認の徹底について、注意喚起の通知を児相センターから各児相に送付した。(4月30日) ・状況に応じ、児相自ら安全確認を行うことを基本とし対応することとする。 <p>○北勢児相の組織運営 児相の総合力で対応できるよう北勢児相の一課と二課、三課との関係や分掌のあり方を見直す。</p>	○	○	○

Ⅲ－２ 調査の時期、手順、方法に関して（つづき）

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
28 4	<p>(2) 虐待事実についての調査 ○年少児童への虐待は大きな負荷がかかることを理解した上で、家族内の年少児童の安全を確認する必要があったこと、同居男の体格なども情報として共有されるべきであった。</p> <p>○外見からわかるような痣などについては、的確にその状態を把握し、対応する必要がある。</p> <p>○それぞれの関係機関の持つ危機感が均質ではなかった。</p>	<p>(再)○きょうだいへの視点 虐待事案では、 ①その子どもにきょうだいがいるか否か、またその年齢を視野に入れること。 ②低年齢児に同じ外圧がかかった場合のリスクについても検討すること。が必要になる。</p> <p>(再)○的確な情報伝達 ①情報伝達については、情報の送り手も受け手も、その目的を明確に確認する必要がある。 ②情報に基づいた的確なリスクアセスメントや包括的なアセスメントが実施される必要がある。 ③各機関は、それぞれの立場からアセスメントを行う必要がある。</p>	<p>(再)○きょうだいへの視点 児童虐待対応の手引きに沿って、きょうだいへの配慮はしてきているが、今回不十分であったことを鑑み、今後漏れることのないようアセスメントシートによるチェックの徹底を図ることとする。</p> <p>(再)○アセスメントシートの活用 関係する機関が、できる限りの的確な情報収集とアセスメントができるよう、市町要対協においてもアセスメントシートの活用を促していく。</p>	○	○	

Ⅲ-3 介入という視点から

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
5	<p>(1) 主担当機関 ○個々の事例ごとに、市と県が、どのように役割分担していくかが重要であるが、本事案では、主担当機関がどこであるのかが明確にされないまま推移した。</p> <p>○北勢児相では、より深刻、緊急度の高い事案を抱える中で、本事案は相対的に重要でない側に置いて理解していた。また北勢児相と家児相との信頼関係が培われていたが、本事案ではそれが裏目に出た。</p>	<p>(再)○主担当機関の確認 市町からの虐待の通告は、法に従った送致や通知などとして明確にすることが必要。 そのためには、要対協関係者会議での具体的な話し合いや記録化が必要。</p> <p>○相談事例のマネジメント 全体を見渡しマネジメントを行えるような職員の配置が必要。</p> <p>○児童記録票 多忙な中でも情報共有が迅速に行えるよう、児童記録票の情報が共有されるようなものに改善していくことが必要。</p>	<p>(再)○通告に関するルールづくり 県には市町の状況に応じた支援が求められるので、送致などを含め、市町と協議し、通告に関するルール作りを行うこととする。</p> <p>○要対協への積極的な参画 要対協において役割分担を明確にしていくことが重要であることから、児相はより積極的に参画していく。</p> <p>○組織のあり方 児童相談体制にかかる組織のあり方を検討する。</p> <p>○児童記録票の改善 児童記録票が情報伝達、共有の手段となるよう標準化などの改善を図る。</p>	○	○	○

Ⅲ-3 介入という視点から (つづき)

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
30 6	<p>(2) 事件発覚時の経緯に関して</p> <p>○強制力により親子を分離し保護することと、継続的に親子を援助することという2つの方策を同一機関が担う(児相の)現状が、判断を迷わせた可能性はある。しかし、立入調査ではなく家庭訪問としたことは疑問。</p> <p>○警察官の同行訪問要請はあわただしく行われ、方針変更への対応が不十分であったことは、それまでの危機水準に関するアセスメントの適切さが問われる。</p> <p>○児相は、当初の通告受理時点から、いずれは一時保護しなければならない事例であると感じており、その時期を探っていたが、実現しなかった。</p>	<p>○研修の強化 研修内容を法改正に対応したものとし、効果的な研修手法を研究、導入することが必要。</p> <p>(再)○情報の伝達</p> <p>①情報伝達については、情報の送り手も受け手も、その目的を明確に確認する必要がある。</p> <p>②情報に基づいた的確なリスクアセスメントや包括的なアセスメントが実施される必要がある。</p> <p>③各機関は、それぞれの立場からアセスメントを行う必要がある。</p> <p>○一時保護 多くの重篤な事例をかかえ一時保護所が満床であることは理解できるが、早期の一時保護が本事例を防いだと考えられることから一時保護の決断を検討すべきであった。</p>	<p>○研修の強化 公権力の行使も視野に入れて、体系的な研修のあり方を検討するとともに、図上演習や、ロールプレイングなど、従来とは異なる理解しやすい、効果的な研修手法の研究、導入を検討することとする。また、今回の事案を活かす視点を踏まえる。</p> <p>○警察との連携 警察への同行訪問要請に関しては、できる限り早く情報提供と十分な情報共有のもと行うこととし、警察官とともに安全確認を行うことを申し合わせた。(6月7日)</p> <p>○中勢児相一時保護所の増改築 必要に応じて迅速な一時保護を行えるよう、チェックリストの活用と合わせて、子どもの状況に応じた環境を確保するため、中勢児童相談所一時保護所の増改築を行うこととした。(平成22年9月補正予算計上)</p>	○	○	○

Ⅲ－４ 個々の組織について

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
32 8	<p>(1) (2) 鈴鹿市要保護児童対策地域協議会、鈴鹿市に関して ○本件のような事例では頻回に関係者会議（個別ケース検討会議）の開催が必要であった。</p>	<p>○市町要対協のあり方 各会議（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）の目的、構成、開催時期、頻度などの検討が必要。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 市町の要保護児童地域対策協議会の構造は下記の3層構造になっている(要保護児童地域対策協議会設置・運営指針から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議・各機関の代表者などで構成 ・実務者会議・各機関の実務者で構成 ・個別ケース検討会議(鈴鹿市では関係者会議と称している)・個別の案件の関係者で構成 </div>	<p>○要対協への助言等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、市町要対協の開催状況等を毎年調査し、市町連絡会議で提供するとともに、個別に訪問し運営について助言を行ってきた。 ・今後は、さらに、開催時期、頻度等について改善が図られるよう提案、助言指導を行い、関係機関が一体となり、よりの確なアセスメントが可能となるよう努めていく。 ・また、ケースの状況に応じて要対協関係者会議が開催されるよう市町との連携を強化する。 	○	○	○

Ⅲ-4 個々の組織について (つづき)

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
33 9	<p>(3) 北勢児相と児童相談センターとの相補性について</p> <p>○児童相談センターは、相談件数の多い北勢児相では、より重度の事例に注意集中が偏在するという事情があることを認識し、ケースの進行管理制度が適切に運用されるよう管理して指導すべきであった。</p> <p>○北勢児相の児童記録票は、重要度に関わりなく、全ての情報が綴じ込まれていて、必要以上に量が多くなっており、的確な情報共有ができにくくなっている。</p>	<p>○児童相談センター機能 児童相談センターはひとつの児童相談所では判断しきれない事例について助言指導する立場にあるが、今回の事例では、有効に機能していなかった。 整備されている入力システムによる進捗管理や、システムの標準化や効率化を図ることが必要。</p> <p>(再) ○児童記録票 多忙な中でも情報共有が迅速に行えるよう、児童記録票の情報が共有されるようなものに改善していくことが必要。</p>	<p>○児童相談センターの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談センターの各児相に対する支援機能を強化する。 システムの活用に関して、児相間の取組に差が生じないよう、管理をしていくこととする。 効率化などに関しては、システム検討会議による改善を年間通して実施しているが、今後一層取り組むこととする。 <p>(再) ○児童記録票の改善 児童記録票が情報伝達、共有の手段となるよう標準化などの改善を図る。</p>	○	○	○

Ⅲ－５ 専門技法に関して

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
10	<p>(1) 鈴鹿市 ○地方分権の流れの中で、児童虐待対応についても専門性のある研修が十分行われることなく始まった。 (全国共通課題)</p>		<p>○市町向け研修の充実 市町の専門性の養成のため、児童相談センターが実施する研修の充実を図る。</p>			○
11	<p>(2) 児童相談所 ○児童福祉司および児童心理司の専門研修が期待水準に達していなかった。</p> <p>○多忙な中で専門性の習得や同僚との共有が困難である実態が見える。</p>	<p>(再)○研修 研修内容を法改正に対応したものとし、効果的な研修手法を研究、導入することが必要。</p> <p>今回の事例を風化させないような努力が必要。</p> <p>○職員の負担 児相が受け持つ事例数に基準はないが、現状では職員の負担が大きいことは明らかで、改善の必要がある。</p> <p>○専門的支援 児童相談所が判断に困難を感じる場合の支援に関して、こども相談支援部会の活用を積極的に図る必要がある。</p>	<p>(再)○研修体系の見直し ・法改正に対応できる実践的な研修を早急に導入する。</p> <p>・検証委員を招いての研修会を開催する。</p> <p>○職員の負担軽減対策 人員の不足について、補完する方策を検討する。</p> <p>○こども相談支援部会の活用 こども相談支援部会等の専門的な助言をできる限り得ていくこととする。</p>		○ ○ ○	○ ○ ○

○今後に向けての課題（この項目は「Ⅲ事件発生までの問題点」はないので「Ⅳ 再発防止に向けて」に対応する表になっている）

通し 番号	事件発生までの問題点	再発防止に向けて	対応方針	対応 済み	着手	今後 順次
35 12		<p>○今後に向けての課題</p> <p>(再) ①絶対的な人員不足への対応 児相が受け持つ事例数に基準はないが、現状では職員の負担が大きいことは明らかで、改善の必要がある。</p> <p>(再) ②研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体の専門性の向上のための体系的な研修の実施 ・新任職員が研修を十分に受けられる環境整備 ・制度の変化に適切に対応できる、専門性の高い中堅職員の養成 <p>③所全体のマネジメントを行えるような職員の配置</p> <p>④児相センターの機能発揮 地域特性に応じた援助、指示や、均一の力量を維持するための支援が求められている。</p>	<p>○着手できるものから改善を図るとともに、今後新年度予算編成や組織定数議論で検討する。</p> <p>(再) ①平成23年度児童相談所組織見直しの中で検討。</p> <p>(再) ②体系的な研修のあり方を検討するとともに、図上演習や、ロールプレイングなど、従来とは異なる積極的な理解しやすい、効果的な研修手法の研究、導入を検討。</p> <p>③児相課長の人材登用、研修強化の検討。</p> <p>④全県的な児童虐待に対する援助について、進捗状況を常時点検し、児相に対する適切な支援機能が発揮できるよう努めていく。</p> <p>(再) ・システムの活用に関して、児相間の取組に差が生じないように、管理をしていくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率化などに関しては、システム検討会議による改善を年間通して実施しているが、今後一層取り組むこととする。 			○ ○ ○ ○

12 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 健康福祉部における指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、平成 15 年 6 月 13 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）により、これまでの管理委託制度による公の施設の管理に変わって新しく創設された制度であり、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

(2) 健康福祉部における指定管理者制度の導入

健康福祉部においても、制度の趣旨を踏まえ、管理委託により管理していた次の 4 つの公の施設について、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しました。（指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

(公の施設)	(指定管理者)
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人三重県厚生事業団
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人三重県視覚障害者協会
三重県立みえこどもの城	財団法人三重こどもわかもの育成財団
三重県母子福祉センター	財団法人三重県母子寡婦福祉連合会

2 健康福祉部所管の施設における指定管理者の管理状況について

概要については次項以降、詳細資料については、別冊 資料10のとおりとなっています。

<参考> 指定管理者制度に関する取扱要綱

(県議会への報告)

第 25 条 所管部は、毎年県議会に対し、第 2 回定例会 9 月会議において、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況及びその内容を評価したもの（以下「定例報告」という。）を報告し、これを公表するものとする。

2 所管部は、指定期間の最終年度分の定例報告を行うときは、当該報告に併せて、当該指定管理者の指定期間全体の管理の実績に関する評価を行い、その結果について県議会に報告し、これを公表するものとする。

3 所管部は、指定管理者が行う管理業務に重大な影響が発生し、又は重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、随時、県議会にこれを報告しなければならない。

三重県身体障害者総合福祉センター

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要			1 施設の概要		
①指定管理者名:社会福祉法人三重県厚生事業団 ②指定の期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日 ③管理業務の内容 ・生活援助棟の業務(施設入所支援、短期入所、自立訓練等の日中活動支援等) ・福祉センターA型業務(更生相談、医学判定、障がい者スポーツの推進等) ・宿泊施設の運営 ・車椅子専用リフトバスの運行管理 ・福祉用具製品化支援業務 ・施設及び設備の維持管理及び修繕			①指定管理者:社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日 ③管理業務の内容 ・点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の作成、貸し出し等 ・点訳及び朗読のボランティア活動の育成及び支援 ・視覚障がい者の日常生活等にかかる相談 ・施設及び設備の維持管理及び修繕		
2 主な成果目標及び実績			2 主な成果目標及び実績		
内容	目標	実績	内容	目標	実績
生活援助棟利用者率	96%	95%	点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の利用登録者数	500人	542人
地域生活移行率	50%	78%	点字・録音図書(テープ図書 DAISY 図書)、点字・録音雑誌の貸出、閲覧件数	17,780件	23,463件
地域障がい者スポーツ開催支援	24日	39日	点字・録音図書(テープ図書 DAISY 図書)、点字・録音雑誌の製作、編集件数	250件	153件
運動場利用者数	9,200人	14,117人	図書だよりの発行	2,345人	1,562人
利用者満足度	60%	81%	プライベートサービス	200件	178件
各種研修参加者数	3,500人	1,811人	点訳奉仕員養成講習会受講修了者数(初級)	50人	51人
自助具製作件数	85件/年	113件/年	朗読奉仕員養成講習会受講修了者数(初級)	50人	24人
三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポーツ祭参加人数	2,500人	2,564人	生活相談	16件	52件
研修会講師派遣	50日	34日	生活訓練	23回	30回
みえ福祉用具フォーラム参加者	400人	282人			
3 管理業務の自己評価等			3 管理業務の自己評価等		
①収支状況 ・収入 337,518千円 ・支出 325,038千円 ・収支差額 12,479千円 ②管理業務に関する自己評価 ・事業の運営及び施設・設備の維持管理とともに、基本協定書・年度協定書仕様に定められた内容に沿って実施した。また、利用者の満足度も年々上昇しておりサービス向上に向けた努力の成果と考える。 ・今後は、より社会的ニーズを的確に捉えた事業を実施できるよう内容を検討する。			①収支状況 ・収入 38,952千円 ・支出 38,850千円 ・収支差額 102千円 ②管理業務に関する自己評価 ・点字・録音図書の貸出や、生活訓練などの業務を順調に実施している。 ・研修室等の施設は、講習会のほか、ボランティア活動などにも積極的に利用されている。 ・点字図書等の製作、「図書だよりの」などの配布数や朗読奉仕員の養成講習受講者数について目標を達成できなかった。		
4 施設設置者としての県の評価			4 施設設置者としての県の評価		
①管理業務の実施状況については、実施協定に基づき概ね適正に実施している。 ②施設の利用状況について生活援助棟業務、福祉センターA型とともに、増加している。 ③成果目標については、障害者スポーツ大会等参加者数、ボランティア受入数、自助具製作件数など、7項目で目標を達成したが、実習の受入、研修参加者数などで目標を達成できなかった。 ④今後は、一層提供サービスの周知等改善に取り組む必要がある。			①管理業務の実施については、高速点字プリンターの効率的な利用を図るとともにボランティア等の使用する機器についても適正に管理している。 ②利用状況については、各種講習会の開催、生活訓練や相談など、ボランティアの協力により、積極的に利用している。 ③成果目標については、点字・録音図書の貸出、生活訓練など、概ね目標を達成できたが、新規図書の製作や朗読ボランティア育成講習会受講者は目標を達成できていない。 ④当事者団体としての利点を活かし、サービスの周知を行い利用者の拡大を図る必要がある。		

三重県立みえこどもの城

三重県母子福祉センター

<p>1 施設の概要</p> <p>①指定管理者:財団法人三重こどもわかもの育成財団</p> <p>②指定の期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日</p> <p>③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童健全育成事業の実施 ・児童健全育成拠点事業の実施 ・利用料金に係る料金の収入 ・施設及び設備の維持管理及び修繕 			<p>1 施設の概要</p> <p>①指定管理者:財団法人三重県母子寡婦福祉連合会</p> <p>②指定の期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日</p> <p>③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の生活相談 ・母子の生業指導、技能習得 ・母子の就業支援 ・母子家庭の生活向上のための講習会、講演会の開催 ・施設及び設備の維持管理及び修繕 																																																								
<p>2 主な成果目標及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>200,000人</td> <td>225,112人</td> </tr> <tr> <td>利用料等収入(利用料及び諸収入)</td> <td>17,822千円</td> <td>17,438千円</td> </tr> <tr> <td>各スペース利用者数合計</td> <td>201,000人</td> <td>225,881人</td> </tr> <tr> <td>企画満足度</td> <td>70%</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>団体利用数</td> <td>180～200団体</td> <td>201団体</td> </tr> <tr> <td>移動児童館実施回数</td> <td>80回</td> <td>83回</td> </tr> <tr> <td>移動児童館参加人数</td> <td>9,500人</td> <td>6,348人</td> </tr> <tr> <td>広報活動実績件数</td> <td>230件</td> <td>258件</td> </tr> <tr> <td>ホームページアクセス数</td> <td>14,000件</td> <td>100,127件</td> </tr> </tbody> </table>			内容	目標	実績	利用者数	200,000人	225,112人	利用料等収入(利用料及び諸収入)	17,822千円	17,438千円	各スペース利用者数合計	201,000人	225,881人	企画満足度	70%	94%	団体利用数	180～200団体	201団体	移動児童館実施回数	80回	83回	移動児童館参加人数	9,500人	6,348人	広報活動実績件数	230件	258件	ホームページアクセス数	14,000件	100,127件	<p>2 主な成果目標及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター利用者数</td> <td>850人</td> <td>872人</td> </tr> <tr> <td>利用満足度調査(利用者アンケート)</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>求人情報の提供</td> <td>50件</td> <td>122件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,750回</td> <td>16,585回</td> </tr> <tr> <td>就業支援講習会参加者数</td> <td>100人</td> <td>81人</td> </tr> <tr> <td>相談利用(一般・特別)</td> <td>200人</td> <td>266人</td> </tr> <tr> <td>母子自立支援員研修会開催回数</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>			内容	目標	実績	センター利用者数	850人	872人	利用満足度調査(利用者アンケート)	2回/年	2回/年	求人情報の提供	50件	122件		1,750回	16,585回	就業支援講習会参加者数	100人	81人	相談利用(一般・特別)	200人	266人	母子自立支援員研修会開催回数	3回/年	3回/年
内容	目標	実績																																																									
利用者数	200,000人	225,112人																																																									
利用料等収入(利用料及び諸収入)	17,822千円	17,438千円																																																									
各スペース利用者数合計	201,000人	225,881人																																																									
企画満足度	70%	94%																																																									
団体利用数	180～200団体	201団体																																																									
移動児童館実施回数	80回	83回																																																									
移動児童館参加人数	9,500人	6,348人																																																									
広報活動実績件数	230件	258件																																																									
ホームページアクセス数	14,000件	100,127件																																																									
内容	目標	実績																																																									
センター利用者数	850人	872人																																																									
利用満足度調査(利用者アンケート)	2回/年	2回/年																																																									
求人情報の提供	50件	122件																																																									
	1,750回	16,585回																																																									
就業支援講習会参加者数	100人	81人																																																									
相談利用(一般・特別)	200人	266人																																																									
母子自立支援員研修会開催回数	3回/年	3回/年																																																									
<p>3 管理業務の自己評価等</p> <p>①収支状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入 160,057千円 ・支出 163,874千円 ・収支差額 △3,817千円 <p>②管理業務に関する自己評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は、目標の20万人を達成したうえ、過去最高となった。20周年記念イベント等の大型イベントや企業等との連携事業の増加等により、目標を達成できたと思われる。 ・緊急修繕等を指定管理者の費用で行った。 			<p>3 管理業務の自己評価等</p> <p>①収支状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入 9,484千円 ・支出 9,474千円 ・収支差額 10千円 <p>②管理業務に関する自己評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介所業務は3年目となり相談、情報提供件数は昨年比22件増の96件、就職成立件数も同42件増の67件と成果を出せた。 ・就業支援講習会は、習熟度別に行うことを継続し、きめ細やかな指導を行った。 ・ホームページと携帯電話サイトの活用により迅速な対応や、チラシ配布など情報の提供に努めた。 																																																								
<p>4 施設設置者としての県の評価</p> <p>①管理業務の実施状況については、各事業の実施において、利用者の満足度の向上や利用者数の拡大を図っている。</p> <p>②施設の利用状況は、利用者のニーズに対応した各種取組を充実させることにより、施設の有効活用をさらに図っていく必要がある。</p> <p>③成果目標については、利用者数の目標を達成することができた。</p> <p>④今後は、全ての項目について目標が達成できるよう、さらに取組を推進する必要がある。</p>			<p>4 施設設置者としての県の評価</p> <p>①管理業務の実施については、概ね計画どおりの活動実績だった。職業紹介業務は、件数の増加、就職成立の増加が図られた。</p> <p>②施設の利用状況については、目標数値を達成できた。</p> <p>③利用者の意見把握を行い利便性を高める取組を行い相談利用件数、求人情報件数などで目標を上回る利用状況となったが、講習会の参加者が目標を下回った。</p> <p>④今後も、携帯サイトの活用やメールなどによる求人情報の利用者への周知や、母子支援に関する多様な情報提供を増やす取組が必要である。</p>																																																								

13 県有施設の指定管理候補者の選定経過について

健康福祉部では、三重県身体障害者総合福祉センター、三重県視覚障害者支援センター、三重県立みえこどもの城、三重県母子福祉センターの4施設について平成23年度からの指定管理者の選定作業を進めています。候補者の選定過程について報告します。

1 三重県身体障害者総合福祉センター

三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の有識者等による「三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会」を設置しました。

第1回三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会を7月9日に開催し、審査基準及び配点表を決定するとともに、8月23日から9月2日までの間、募集を行ったところ申請があったのは、社会福祉法人三重県厚生事業団の1者でした。

(1) 申請者の名称

社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 宮村由久
(三重県津市一身田大古曾 670 番地 2)

(2) 事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)

別冊 資料 11 (1 頁～2 頁) のとおり

(3) 今後の予定

① 指定管理候補者の決定

選定委員会は、9月14日に開催した第2回選定委員会(ヒアリング)の結果等をふまえて、申請者が指定管理候補者としてふさわしいか否かを9月29日開催の第3回選定委員会において総合的に審査しました。

② 指定管理者の指定

平成22年第2回定例会11月会議に指定管理者の選定に関する議案を提出する予定です。

③ 協定締結

平成23年3月に締結します。

④ 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

【参考】

(1) 選定委員会委員の氏名

委員長	長友 薫輝	(三重短期大学准教授)
委員	市川 知律	(公募)
委員	木下 美佐子	(UDまちづくりの会代表)
委員	坂口 知子	(税理士)
委員	高井 幹雄	(三重弁護士会推薦弁護士)

(2) 審査基準及び採点表

別冊 資料 11 (3 頁～4 頁) のとおり

2 三重県視覚障害者支援センター

三重県視覚障害者支援センターの指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の有識者等による「三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会」を設置しました。

第1回三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会を7月9日に開催し、審査基準及び配点表を決定するとともに、8月23日から9月2日までの間、募集を行ったところ申請があったのは、社会福祉法人三重県視覚障害者協会の1者でした。

(1) 申請者の名称

社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 内田 順朗
(三重県津市桜橋2丁目130番地)

(2) 事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)

別冊 資料11(5頁～7頁)のとおり

(3) 今後の予定

① 指定管理候補者の決定

選定委員会は、9月14日に開催した第2回選定委員会(ヒアリング)の結果等をふまえて、申請者が指定管理候補者としてふさわしいか否かを9月29日開催の第3回選定委員会において総合的に審査しました。

② 指定管理者の指定

平成22年第2回定例会11月会議に指定管理者の選定に関する議案を提出する予定です。

③ 協定締結

平成23年3月に締結します。

④ 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

【参考】

(1) 選定委員会委員の氏名

委員長	長友 薫輝	(三重短期大学准教授)
委員	市川 知律	(公募)
委員	木下 美佐子	(UDまちづくりの会代表)
委員	坂口 知子	(税理士)
委員	高井 幹雄	(三重弁護士会推薦弁護士)

(2) 審査基準及び採点表

別冊 資料11(9頁～10頁)のとおり

3 三重県立みえこどもの城

三重県立みえこどもの城の指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の有識者等による「三重県立みえこどもの城指定管理者選定委員会」を設置しました。

第1回三重県立みえこどもの城指定管理者選定委員会を6月29日に開催し、審査基準及び配点表を決定するとともに、8月18日から8月25日までの間、募集を行ったところ申請があったのは、財団法人三重こどもわかもの育成財団の1者でした。

(1) 申請者の名称

財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 竹林武一
(松阪市立野町1291)

(2) 事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)

別冊 資料11(11頁～12頁)のとおり

(3) 今後の予定

① 指定管理候補者の決定

選定委員会は、9月28日に開催された第2回選定委員会(ヒアリング)の結果等をふまえて、申請者が指定管理候補者としてふさわしいか否かを10月14日開催予定の第3回選定委員会において総合的に審査します。

② 指定管理者の指定

平成22年第2回定例会11月会議に指定管理者の選定に関する議案を提出する予定です。

③ 協定締結

平成23年3月に締結します。

④ 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

【参考】

(1) 選定委員会委員の氏名

委員長 谷岡 経津子(四日市大学総合政策学部教授)

委員 赤木 邦男(弁護士)

委員 乙部 八潮(私立志登茂保育園園長)

委員 國廣 真夕美(公募)

委員 古川 吉宏(税理士、不動産鑑定士)

(2) 審査基準及び採点表

別冊 資料11(13頁～15頁)のとおり

4 三重県母子福祉センター

三重県母子福祉センターの指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の有識者等による「三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会」を設置しました。

第1回三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会を6月29日に開催し、審査基準及び配点表を決定するとともに、8月17日から8月27日までの間、募集を行ったところ申請があったのは、財団法人三重県母子寡婦福祉連合会のみでした。

(1) 申請者の名称

財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 会長 山下浅子
(津市桜橋2丁目131)

(2) 事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)

別冊 資料11(17頁～18頁)のとおり

(3) 今後の予定

① 指定管理候補者の決定

選定委員会は、9月28日に開催された第2回選定委員会(ヒアリング)の結果等をふまえて、申請者が指定管理候補者としてふさわしいか否かを10月14日開催予定の第3回選定委員会において総合的に審査します。

② 指定管理者の指定

平成22年第2回定例会11月会議に指定管理者の選定に関する議案を提出する予定です。

③ 協定締結

平成23年3月に締結します。

④ 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

【参考】

(1) 選定委員会委員の氏名

委員長 谷岡 経津子 (四日市大学総合政策学部教授)

委員 赤木 邦男 (弁護士)

委員 乙部 八潮 (私立志登茂保育園園長)

委員 國廣 真夕美 (公募)

委員 古川 吉宏 (税理士、不動産鑑定士)

(2) 審査基準及び採点表

別冊 資料11(19頁～21頁)

【所管事項説明】

14 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成22年6月7日～平成22年9月14日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成22年6月15日
3 委員	部会長 宇治幸隆 他委員8名
4 諮問事項	1 身体障害者福祉法第15条に規定に基づく医師の指定について 2 社会福祉法第7条の規定に基づく身体障害者の障害程度の認定について 3 障害者自立支援法第59条の規定に基づく自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定及び医師の変更について
5 調査審議結果	1及び3の案件については、すべて同意が得られた。2の案件については、条件付き同意となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会ドクターヘリ導入検討分科会
2 開催年月日	平成22年6月16日
3 委員	座長 野口 宏 委員 篠崎 正博 他5名
4 諮問事項	基地病院の選定について
5 調査審議結果	基地候補病院である三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院から、ヒアリング等を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回志摩病院指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年6月16日
3 委員	委員長 登 勉 副委員長 竹田 寛 他6名
4 諮問事項	1 指定管理者募集要項（案）について 2 審査基準等（案）について
5 調査審議結果	1 指定管理者募集要項（案）について説明しました。 2 審査基準等（案）について審議を行いました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成22年6月28日
3 委員	部会長 加藤 正彦 委員 濱田 正行
4 諮問事項	医療法人の設立・解散について
5 調査審議結果	医療法人の設立・解散について審議を行い承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県立みえこどもの城 指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年6月29日
3 委員	委員長 谷岡経津子 他委員4名
4 諮問事項	1 指定管理者制度等の概要について 2 三重県立みえこどもの城選定にかかる審査基準と配点について
5 調査審議結果	すべての案件について同意が得られた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県母子福祉センター 指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年6月29日
3 委員	委員長 谷岡経津子 他委員4名
4 諮問事項	1 指定管理者制度等の概要について 2 三重県母子福祉センター選定にかかる審査基準と配点について
5 調査審議結果	すべての案件について同意が得られた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成22年7月1日
3 委員	会長 齋藤 洋一 副会長 原田 雅典 他委員16名
4 諮問事項	1 平成21年度自殺対策事業報告について 2 平成22年度の自殺対策の取組について
5 調査審議結果	上記諮問事項について説明・報告し、自殺対策の取組について意見交換を行なった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県身体障害者総合福祉センター 指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年7月9日
3 委員	委員長 長友 薫輝 他委員4名
4 諮問事項	1 指定管理者制度の概要と委員会の役割について 2 三重県身体障害者総合福祉センター選定にかかる審査項目と採点方法について
5 調査審議結果	1については、すべて同意が得られた。2の案件については、条件付き同意となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県視覚障害者支援センター 指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年7月9日
3 委員	委員長 長友 薫輝 他委員4名
4 諮問事項	1 指定管理者制度の概要と委員会の役割について 2 三重県視覚障害者支援センター選定にかかる審査項目と採点方法について
5 調査審議結果	1については、すべて同意が得られた。2の案件については、条件付き同意となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	第62回（平成22年度）第1回三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成22年7月26日
3 委員	委員長以下15名（試験問題の作成に関わるため委員氏名は非公開）
4 諮問事項	1. 平成22年度東海北陸ブロック准看護師試験作成方針について 2. 調整県における試験問題調整方針について 3. 問題確認、調整の分担について 4. 年間スケジュールについて
5 調査審議結果	試験問題の作成方針、試験問題調整方針、問題確認、調整の分担、及び年間スケジュールについて、平成22年度東海北陸ブロック准看護師試験問題調整会議での調整結果に基づき審議を行った結果、原案どおり実施することとして了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 予防接種部会
2 開催年月日	平成22年8月2日
3 委員	部会長 馬岡 晋 委員 駒田 幹彦 他5名
4 諮問事項	1 平成21年度予防接種の実施状況について 2 予防接種後副反応の報告状況について 3 予防接種センターの活動報告について
5 調査審議結果	1 県内各市町における平成21年度の予防接種実施状況について報告を行った。 2 平成17年度以降に報告のあった予防接種後副反応の状況について報告を行った。 3 三重県予防接種センターにおける平成21年度の事業実施状況について報告を受けた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会ドクターヘリ導入検討分科会
2 開催年月日	平成22年8月4日
3 委員	座長 野口 宏 委員 篠崎 正博 他5名
4 諮問事項	基地病院の選定について
5 調査審議結果	基地病院の選定について、ドクターヘリ導入検討分科会としての意見がまとめられた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成22年8月17日
3 委員	部会長 宇治幸隆 他委員8名
4 諮問事項	1 身体障害者福祉法第15条に規定に基づく医師の指定について 2 障害者自立支援法第59条の規定に基づく自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について
5 調査審議結果	すべての案件について同意が得られた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成22年8月23日
3 委員	委員長 森下 達也 委員 高島 清子 他10名
4 諮問事項	1 平成21年度各分科会・部会の審議結果について 2 「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）」の策定について 3 特別養護老人ホームの整備にかかる検討課題について 4 「三重県子ども条例（仮称）」の制定について 5 鈴鹿市における児童虐待事件への対応について 6 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の改訂について
5 調査審議結果	1について平成21年度の状況、4、5については現在の進捗状況等をそれぞれ報告した。2については意見交換を行った。3、6については現況の報告を行い、今後各分科会で議論する旨、了承を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成22年度第1回医療審議会地域医療対策部会
2 開催年月日	平成22年8月23日
3 委員	部会長 竹田 寛 他14名
4 諮問事項	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センターの「地域医療支援病院」の名称使用承認について
5 調査審議結果	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センターが「地域医療支援病院」の名称を使用することについて、持ち回り審議により各委員から意見を徴した結果、全ての委員から適当と認める旨意見があり、名称使用が承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会救急医療部会
2 開催年月日	平成22年9月7日
3 委員	部会長 青木 重孝 委員 岡田 昌彦 他9名
4 諮問事項	1 ドクターヘリ導入にかかる基地病院の選定について 2 三重県広域災害・救急医療情報システムの更新について
5 調査審議結果	1 ドクターヘリ導入にかかる基地病院の選定について、ドクターヘリ導入検討分科会意見を踏まえ、救急医療部会としての意見がまとめられた。 2 三重県広域災害・救急医療情報システムの更新について、了承した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成22年9月8日
3 委員	会長 松本純一 委員 湯浅しおり 他14名
4 諮問事項	特別養護老人ホームの整備の考え方（ユニット型個室と多床室の整備、特別養護老人ホームの施設用地にかかる要件緩和）について
5 調査審議結果	諮問事項等について、説明、報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県身体障害者総合福祉センター 指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年9月14日
3 委員	委員長 長友 薫輝 他委員4名
4 諮問事項	1 指定管理者指定申請者からの応募概要説明（プレゼンテーション）及び質疑応答（ヒアリング）について
5 調査審議結果	1について、ヒアリングを実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県視覚障害者支援センター 指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年9月14日
3 委員	委員長 長友 薫輝 他委員4名
4 諮問事項	1 指定管理者指定申請者からの応募概要説明（プレゼンテーション）及び質疑応答（ヒアリング）について
5 調査審議結果	1について、ヒアリングを実施した。
6 備考	